

いまなぜ? 改憲論議

改憲論議のなかで継続

して取り上げられてきた論点の一つに、環境保護に関する条項を憲法に規定すべきかという問題があります。この点に関する改憲案は、憲法の規定で良好な環境を享有する権利(環境権)を保障し、あるいは、良好な環境を保全する義務ないし責務が国にあることを定めるというものです。

このような改憲によりて、公害・環境被害に対する救済がすすみ、環境保護政策が促進されると主張されました。現代では、温室効果ガスの排出等による温暖化・気候変動により、豪雨災害が激甚化し、熱中症搬送者数が増加するなど、環境問題である気候変動が私たちの暮らしに深刻な影響を及ぼすことが現実の問題として感じられるようになりました。環境条項に関する改憲論は説得性を増しているように感じられるのかもしれません

(環境保全の責務)

第二十五条の二 国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない。
(自由民主党「日本国憲法改正草案」より)



気候危機打開を求める運動が広がっていますが…（写真は3月25日に京都市内で開催された気候マーチ）

しかし、気候変動(あるいは環境問題一般)への対策について、憲法で環境条項を規定することは必要です。例えば左上に掲載の自民党「日本国憲法改正草案」25条の2では、国の環境保全に関する責任は拘束力の強い義務ではなく責務(努力義務)に留まる一方で、国民の協力に期待するものになつています。

この点について、憲法学

者の間では懐疑的な見解が有力です。多数の見解が、憲法13条や25条の解釈によって環境権や國の環境保全義務を導くことができるとしています。

また、気候変動については、パリ協定等の国際的な枠組みのもと、日本でも地球温暖化対策推進法・気候変動適応法が制定・施行されています。パリ協定が示す目標に沿うとしても今世紀中の一定の温暖化は避けられない一方で、2020年に政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指すと言話し、カーボンニュートラルに向けた取り組みが社会でも活発になっています。憲法に環境条項を追加したと

せん。

しても、これらの課題の困難さは変わりません。実際に提示されている改憲案が、本当に環境政策を充実させうる内容になつているかにも注意が必要です。例えば左上に掲載の自民党「日本国憲法改正草案」25条の2では、国の環境保全に関する責任は拘束力の強い義務ではなく責務(努力義務)に留まる一方で、国民の協力に期待するものになつています。

改憲案が、本当に環境政策を充実させうる内容になつているかにも注意が必要です。例えば左上に掲載の自民党「日本国憲法改正草案」25条の2では、国の環境保全に関する責任は拘束力の強い義務ではなく責務(努力義務)に留まる一方で、国民の協力に期待するものになつています。

抱き合せ? 真摯さ欠く提案

⑨ 気候変動と改憲

この点について、憲法学の見解が、憲法条項を規定するには改憲論として受け入れられやすいことから、そのような改憲を契機に、反対のより大きな改憲(9条改憲など)が目指されていくのではないかと懸念されます。「試しに」「抱き合せ?」で提示される改憲論は、真摯な議論につながらないと考えられます。(石塚武志・龍谷大学准教授)